

居宅介護支援重要事項説明書

ミノワ居宅介護支援センター

重要事項説明書

1 事業所の概要

法 人 名	社会福祉法人愛川舜寿会
事 業 所 名	ミノワ居宅介護支援センター
所 在 地	神奈川県愛甲郡愛川町角田16
事業者指定番号	神奈川県 1471600013号
管理者・連絡先	主任介護支援専門員 八木 早百合 電 話 046-280-6736
サービス提供地域	愛川町全域 清川村
サービスの種類	○居宅介護支援 ○介護予防支援
併 設 サ ー ビ ス	○指定介護老人福祉施設 ○短期入所生活介護 ○介護予防短期入所生活介護 ○通所介護 ○介護予防・日常生活支援総合事業通所型サービス ○在宅介護支援センター ○ライフサポート事業

2 事業所の職員体制等

職 種	業 務 内 容	人 員
管 理 者	管理責任者兼主任介護支援専門員	1 名
主任介護支援専門員	ケアプラン作成・その他	1 名 以 上
介 護 支 援 専 門 員	ケアプラン作成・その他	1 名 以 上

3 営業時間

営 業 日	月曜日から金曜日
営 業 時 間	午前8時30分から午後5時30分

1月1日から3日、12月29日から31日については、休業日となります。

4 居宅介護支援（介護予防支援）の提供にあたって

- (1) 居宅介護支援（介護予防支援）提供に先立って、介護保険被保険者証及び負担割合証に記載された内容（被保険者資格、要介護（要支援）認定の有無及び要介護認定（要支援）の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- (2) 利用者が介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。

5 サービス内容

- (1) 事業者（ミノワ居宅介護支援センター）は、利用者が自宅において日常生活を営むために必要なサービスを適切に利用できるよう、利用者の心身の状況等を勘案して、利用するサービスの種類及び内容、担当する者等を定めた居宅サービス計画（介護予防サービス計画）を作成するとともに、当該計画に基づいてサービス提供が確保されるよう事業者等との連絡調整その他の便宜の供与を行います。
- (2) 居宅介護支援（介護予防支援）にあたっては、利用者の心身の状況、置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切なサービスが多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう努力いたします。
- (3) 居宅介護支援（介護予防支援）にあたっては、要介護（要支援）状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護（要支援）状態になることの予防に資するよう行うとともに、医療サービスとの連携に十分配慮いたします。
- (4) 事業者は、居宅サービス計画（介護予防サービス計画）の作成後においても、利用者やその家族、事業者等との連絡を継続的に行うことにより、居宅サービス計画（介護予防サービス計画）の実施状況を把握するとともに、利用者についての解決すべき課題を把握し、必要に応じて居宅サービス計画（介護予防サービス計画）の変更、事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。
- (5) 前項の居宅サービス計画（介護予防サービス計画）の実施状況、解決すべき課題等について適切な記録を作成・保管し、利用者に対して継続的に情報提供、説明等を行います。
- (6) 事業者は、居宅サービス計画（介護予防サービス計画）作成後、その内容に基づき毎月給付管理票を作成し、国民健康保険団体連合会に提出します。
- (7) 事業所は、その居宅において日常生活を営む事が困難となったと判断した場合、または利用者が介護保険施設への入院または入所を希望する場合には、事業者は利用者に関する情報を提供します。
- (8) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する特定相談支援事業者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取り組みを行う者等との連携に努めます。

6 サービス事業者の選定

- (1) 居宅介護支援（介護予防支援）にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、提供されるサービスが特定の種類又は特定の事業者に不当に偏ることがないように、公正中立を行います。
- (2) サービス事業者の選定にあたって、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求める事ができます。また、当該事業所を居宅サービス計画（介護予防サービス計画）に位置付けた理由についても介護支援専門員に説明を求めることができます。

7 他機関等との各種会議等

- (1) 利用者が参加せず、医療機関・介護の関係者のみで実施するものについて、「医療・介護関係事業者における個人情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を参考に、テレビ電話等を活用して実施します。
- (2) 利用者等が参加して実施するものについて、前項に加えて、利用者等の同意を得た上で、テレビ電話等を活用して実施します。

8 主治医および医療機関等との連絡

事業者は、利用者の主治医および関係医療機関との間において、利用者の疾患に関する情報について必要に応じて連絡をとらせて頂きます。そのことで利用者の疾患に対する対応を円滑に行うことを目的とします。

- (1) 利用者の不測の入院時に備え、担当の居宅介護支援事業者が医療機関に伝わるよう、入院時に持参する医療保険証またはお薬手帳等に、当事業所名および担当の介護支援専門員がわかるように、名刺を張り付ける等の対応をお願いいたします。
また、入院時には、ご本人またはご家族から、当事業所名および担当介護支援専門員の名前を伝えていただきますようお願いいたします。
- (2) 事業者は、指定居宅サービス事業所等から利用者に係る情報の提供を受けた時、その他必要と認める時は、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師もしくは歯科医師又は薬剤師に提供いたします。
- (3) 事業者は、利用者が訪問看護（予防訪問介護）、通所リハビリテーション（予防通所リハビリテーション）等の医療サービスの利用を希望している場合、その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めます。また、この場合において事業者は、居宅サービス計画書（介護予防サービス計画）を作成した場合には当該居宅サービス計画（介護予防サービス計画）を主治の医師等に交付いたします。
- (4) 利用者が医療機関において医師の診察を受ける際に介護支援専門員が同席し、医師等に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で当該情報を踏まえてケアマネジメントを行っていきます。
- (5) 終末期と判断された場合であって、日常生活上の障害が1ヶ月以内に出現すると主治医が判断した場合、利用者又はその家族の同意を得た上で、主治医の助言を得ながら通常よりも頻回に居宅訪問（モニタリング）をさせていただき、利用者の状態やサービス変更の必要性等の把握、利用者への支援を実施します。その際に把握した利用者の心身の状態を記録し、主治医やケアプランに位置付けた居宅サービス事業者へ提供することで、その時々状態に即したサービス内容の調整等を行います。
- (6) 終末期において、居宅サービス（介護予防サービス）等の利用に向けて介護支援専門員が利用者の退院時等にケアマネジメント業務を行ったものの、利用者の死亡によりサービス利用に至らなかった場合に、モニタリングやサービス担当者会議等における検討等必要なケアマネジメント業務や給付管理の為の準備を行った場合は介護保険サービスが提供されたものとしします。

9 市町村への届出

この居宅介護支援（介護予防支援）のサービスを受ける際には、その旨を市町村に届け出て、被保険者証に記載する必要があります。具体的な手続きは介護支援専門員にご相談ください。

10 身分証携行義務

介護支援専門員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

11 サービス提供の記録等

- (1) サービスを提供した際には、あらかじめ定めた書面に必要事項を記入し、必要により利用者の確認を受けます。
- (2) 事業者は、一定期間ごとにサービス提供の状況、目標達成等の状況等に関する書面を作成します。
- (3) 事業者は、記録を作成しサービス提供の完結から5年間は適正に保管し、利用者の求めに応じて閲覧に供し、又は実費負担によりその写しを交付します。

12 サービス利用料及び利用者負担

- (1) 居宅介護支援（介護予防支援）について要介護（要支援）認定を受けられた方は、原則として介護保険から全額給付されますので、利用者の自己負担はありません。ただし、保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合は、1ヶ月につき下記の単位数に基づく金額をいただき、当事業所からは居宅介護支援サービス提供証明書を発行致します。

このサービス提供証明書を後日、市町村（保険者）の窓口に提出しますと、全額払い戻しを受けることができます。

地域区分 5級地 1単位 10,70円

ア 居宅介護支援費（Ⅰ） 介護予防支援 （基本単位）

要介護1又は要介護2	1.086単位
要介護3、要介護4又は要介護5	1.411単位
介護予防支援	472単位

イ 特定事業所加算（A）	114単位
ウ 初回加算	300単位
エ 入院時情報連携加算（Ⅰ）	250単位
オ 入院時情報連携加算（Ⅱ）	200単位
カ 退院・退所加算 連携1回（カンファレンス参加無）	450単位
退院・退所加算 連携1回（カンファレンス参加有）	600単位
退院・退所加算 連携2回（カンファレンス参加無）	600単位

退院・退所加算	連携 2 回 ^(カンファレンス参加有)	7 5 0 単位
退院・退所加算	連携 3 回 ^(カンファレンス参加有)	9 0 0 単位
キ 通院時情報連携加算		5 0 単位
ク 緊急時等居宅カンファレンス加算		2 0 0 単位
ケ ターミナルケアマネジメント加算		4 0 0 単位

- (2) 介護支援専門員が通常の事業の実施地域を超えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収します。なお、自動車を使用した場合の交通費は1キロメートル50円とします。

1 3 キャンセル等

- (1) 利用者がこの居宅介護支援（介護予防支援）に係る訪問調査、居宅サービス契約の作成等のサービス提供をキャンセルし、又は中断する場合は、事前に次の連絡先までご連絡ください。

連絡先（電話）：ミノワ居宅介護支援センター 046-280-6736

- (2) 居宅サービス計画（介護予防サービス計画）の変更、事業者との連絡調整等について利用者が行った依頼等を取り消す場合も、速やかに上記の連絡先までご連絡ください。
- (3) 利用者は、1週間以上の予告期間があれば、契約全体を解約することもできます。
- (4) サービス提供のキャンセル又は契約の解約の場合にも、キャンセル料等は必要ありません。

1 4 秘密保持

- (1) 従業者は、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持します。
- (2) 従業者であった者に、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させる為、従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨に従事者との雇用契約の内容とします。

1 5 事故発生時の対応

- (1) 事業者は、居宅介護支援サービス（介護予防支援）の提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。
- (2) 事業者は、居宅介護支援サービス（介護予防支援）の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。ただし、当事業所に故意・過失が認められない場合はこの限りではありません。なお、次の各号に該当する場合には、事業者は賠償責任を免れます。
- ①契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことが唯一の原因と判断される状況で損害が発生した場合
 - ②利用者の急激な体調の変化や不慮の事故等、事業者の実施した居宅介護支援サービス（介護予防支援）によらない事由が唯一の原因と判断される状況で損害が発生した場合
 - ③利用者の事業者もしくは従業者の依頼に反して行った行為が唯一の原因と判断される状況で損害が発生した場合

1 6 感染症の予防及びまん延の防止の措置について

事業所は、感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるよう努めます。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行う事ができるものとします）をおおむね6月に1回以上開催します。その結果を従業者に周知徹底します。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- (3) 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的 to 実施します。

1 7 業務継続計画の策定について

- (1) 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援事業（介護予防支援）の提供を継続的に実施するため及び非常時体制からの早期業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。
また、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的 to 実施するよう努めます。
- (2) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

1 8 虐待の防止について

事業者は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じます。

- (1) 事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行う事ができるものとします）を定期的 to 開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
- (2) 事業所における虐待防止のための指針を整備します。
- (3) 従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的 to 実施します。
- (4) 虐待防止の措置を講じるための担当者を置きます。

1 9 サービス利用にあたっての留意事項

下記の行為は、ハラスメントに該当する可能性があり、サービスを中止させて頂くことがありますので、ご理解、ご了承下さい。

- (1) 暴力又は乱暴な言動、無理な要求
 - ・物を投げつける
 - ・刃物を向ける、服を引きちぎる
 - ・怒鳴る、奇声、大声を発する
 - ・対象範囲以外のサービスの強要
- (2) セクシャルハラスメント
 - ・体を触る
 - ・腕を引っ張り抱きしめる
 - ・ヌード写真を見せる

- ・性的な話や卑猥な言動をする など

(3) その他

- ・自宅の住所や電話番号を聞く
- ・ストーカー行為 など

20 相談、苦情及び虐待対応等窓口

担当部署	ミ ノ ワ 居宅介護支援センター
担当者	八木 早百合
電 話	046-280-6736
F A X	046-280-6738
対 応 時 間	午前8時30分～午後5時30分 (平日のみ)

○公的機関においても、次の機関において苦情申し出等ができます。

愛川町役場 高齢介護課(介護予防) 介護保険班	所 在 地 神奈川県愛甲郡愛川町角田251-1 電 話 番 号 046-285-2111(代表) F A X 番 号 046-285-6010 対 応 時 間 午前9時～午後5時(平日のみ)
神奈川県国民健康保険 介護福祉部 介護保険課 介護苦情相談係	所 在 地 神奈川県横浜市西区楠町27-1 045-329-3447 対 応 時 間 午前8時30分～午後5時15分(平日のみ)